



日本で車を運転したい

日本で運転できる外国の運転免許をもっている

1-2 (1) 国際運転免許証 (ジュネーブ条約締結国発給)

国際運転免許証を持っている人は、下記の期間であれば日本国内で車の運転ができる
期間: 日本に上陸した日から1年間または国際免許証の有効期間のいずれかの短い期間。ただし、外国人登録証の登録を受けている者が再入国許可を受けて出国し、当該出国の日から3か月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合を除く

1-2 (2) 国際運転免許証を更新するには

発給国で新たに取得。ただし、日本を出国してから3か月以上外国に滞在しなければならない

1-2 (3) 外国運転免許証 (ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの国内免許証)

ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証については、日本語の翻訳文が添付されていれば、入国してから1年間は運転はできる(運転中はパスポートを所持していなければならない)

1-3 日本での運転免許に切り替える

- ① 切替申請をする
 - ② 適性検査を受ける
 - ③ 学科試験を受ける
 - ④ 技能試験を受ける
- (オーストラリア、韓国などの22カ国と1地域の免許証の場合は、③ 学科試験と ④ 技能試験は免除)

日本の運転免許をとる

1-4 (2) 指定自動車教習所に通う

1-4 日本での運転免許を取得する